

サービックは安全配慮の義務がある！ 社員の安全を確保せよ！！

J S 労は、台風10号の接近前にサービックに対して社員の安全確保を訴えました。報道でも注意喚起を促されていた迷走台風10号が近畿に接近していて、東海道新幹線は8月30日から計画運休になりました。

サービックは、社員の安全確保する義務があるにも関わらず、社員の通勤手段や勤務内容等について、8月29日に於いて全社員に周知しませんでした。

J S 労は、8月29日に本社に対し下記の通告をしました。

通 告 内 容

J S 労：台風接近に伴う通勤手段等を含め職場で説明及び周知がされていない。
社員の安全確保を会社として考えているのか。

会 社：責任を持って周知している。

J S 労：全社員に周知したのか。

会 社：各事業所には周知している。

J S 労：通勤手段を絶たれ在来線と私鉄がストップする可能性がある。計画運休されることから業務量が激減する。社員の安全を確保する為に自宅待機とすべきと考える。

会 社：業務は減るが他の業務もある。自宅待機は場合によってはあり得る。

J S 労：進路が定まらず大変だが、安全最優先で柔軟な対応する事を通告する。

サービックは、各事業所に周知しただけで 社員には周知していない事が判明した！

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

